

住民自治条例制定 のための



# 市民ワークショップニュース

発行：北本市役所 秘書政策室  
〒364-8633 北本市本町1-111  
TEL 048-591-1111(代)FAX048-592-5997  
URL <http://www.city.kitamoto.saitama.jp>

第4号  
発行日 平成18年10月5日

## 北本市の住民自治の現状は？



平成18年9月30日(土)午後1時30分から北本市文化センター3階第3会議室で住民自治条例制定のための市民ワークショップ第4回を開催しました。

前回は、グループワークで、わがまちきたもとについて「北本市の良いところ」をとことん探し、再発見する作業を行いました。今回は、新しい公共を担う市民公益活動団体の事例発表としての市民レポートとグループワークでは、「北本市の現状把握」のための作業を行いました。





## 市民レポートとグループ・ワーク



今回のワークショップへ参加いただいた方は30名でした。まず、市の担当職員からこれまでの条例制定ワークショップの振り返りと今後の予定についての説明の後、市民レポートと題して市内で公益活動を実践中の特定非営利活動法人埼玉ソーホー支援推進協議会理事長の高橋伸治（のぶはる）さんに団体の活動内容と公益活動の部分についてお話をさせていただきました。また、副理事長の竹村さんに補足説明をしていただきました。



第2部では、グループワークとして北本の現状把握のための議論をしていただきました。班編制時には、自分の名前を英語で書いてもらい、アルファベット順に並び、英語で自己紹介、子供の頃のニックネームを話していただきました。



班毎に進行役と書記、発表者を決めた後、カードを使って「今の北本の自治の現状」を一人10枚出し、カードをグルーピングしていただきました。また、今回は、北本市以外の世の中の流れについてもカードに記してもらい、外部環境も整理してもらいました。

その後、各班で、SWOT分析をしていただき、班ごとに発表していただきました。





## 住民自治条例制定第4回市民ワークショップの概要

- 1 開会
- 2 前回までの振り返りと今後の予定
- 3 市民レポート「市民力再発見！～新しい公共を考える」1
  - ・市民公益活動を実践している市民による事例発表
- 4 グループ・ワーク
  - ・わがまち北本を再認識する
- 5 次回の日程について
- 6 振り返りシート記入
- 7 閉会



### 資料 2

#### 第3回ワークショップまでの振り返りと今後のワークショップの進め方について

第1回WS  
(講演会)

#### 住民自治条例(自治基本条例)とは

立正大学教授の山口先生に「住民自治条例(自治基本条例)とは何か」という講義をお願いしました。他市の制定の動きなども伺いました。

第2回WS  
(講演会)

#### 久喜市自治基本条例制定の際の市民の取組みについて

すでに条例を制定している久喜市から条例制定の際にワークショップ運営委員長としてご活躍された鈴木氏をお招きし、「市民が条例制定に携わる意義」等についてお話をさせていただきました。

第3回WS

#### 北本市のいいところ・好きなところ

前半では市から条例制定の作業を始めたいきさつや条例制定の必要性等について説明をさせていただきました。

後半は、グループワークとして4班に別れて北本市のいいところや好きなところを列挙していただき、班ごとに北本市のキャッチフレーズとBest 10を発表していただきました。

第4回WS

#### 北本市の自治の現状把握

<予定>

第5回WS

#### 北本市のあるべき姿・目指すべき方向

<予定>

第6回WS

#### 北本市の現状とあるべき姿のギャップを解消するための方策

<予定>

第7・8回WS

#### 条例の名称と盛り込むべき項目の検討



## 市民ワークショップの考え方について

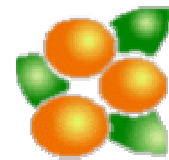
市では、住民自治条例の制定に際して、市と市民の皆様との協働による条例の制定作業を考えています。

住民自治条例制定のための市民ワークショップでは、より多くの市民の皆様にご参加をいただき、グループワークを通じて、皆様の身のまわりに存在する住民自治に関する問題等を再認識していただくとともに、理想の自治の形を議論していただき、更には現実と理想のギャップを解決するための取組みについてご検討いただくことにより、条例に位置づける項目の素材探しを主にお願ひするものです。

これまでの市民ワークショップでは、第1回の講演会で、「住民自治条例(自治基本条例)とは何か」を、第2回の講演会で「他市の条例制定の際の市民の取組み」を、第3回ワークショップでは、条例の前文への素材を探すためのグループワークを実施し、「北本市の良いところ」をまとめ、先日の第4回ワークショップでは、北本市の自治の現状把握をお願いしました(各班がまとめた内容は、市のホームページ及び秘書政策室でご覧いただけます)。

今後、市民ワークショップにご参加いただいている市民の皆様の中から、条例制定研究懇話会の委員を選出いただき、その中で条例の具体的な案文についてのご議論をいただきたいと思います。

市民ワークショップには途中からの参加も可能ですので、興味をお持ちの方は是非、次回の市民ワークショップにご参加ください。



## 次回の第5回市民ワークショップは

当初、10月14日(土)の開催を予定していましたが、諸事情により、日程を変更させていただくことになりました。

ご予約を入れていただいていた皆様には、大変ご迷惑をおかけしますことをお詫び申し上げます。

次回ワークショップは

平成18年10月28日(土)午後1時30分から

北本市文化センター第3会議室で開催します

テーマは「理想の北本市を考える」です

皆様のご参加をおまちしています 秘書政策室

